平成23年度

国の施策等に関する提案・要望

(平成22年11月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

平 井 県 知 伸治 取 鳥取県議会議長 小 谷 茂 鳥取県市長会会長 竹 内 功 照 夫 鳥取県市議会議長会会長 渡 辺 鳥取県町村会会長 吉 田 秀 光 鳥取県町村議会議長会会長 牧 田

国要望項目一覧

<要望項目>

1	地域主権の確立に向けた体制の整備について【企画部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】・・・・・・・・・・P3
3	県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】・・・・・・・・・・・・・・・P5
4	「境港」の日本海側拠点港選定と重点的な港湾施設整備等について【県土整備部】・・・P16
5	切れ目のない雇用経済対策の速やかな実行等について【商工労働部】···········P20
6	消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について【鳥取県市長会】・・・・・・P21
7	「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に係る事業採択について【農林水産部】・・P22
8	戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
9	太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】・・・・・・・・・・P26
1 0	農産物集出荷施設の整備に要する財源確保について【農林水産部】・・・・・・・・・・・P27
1 1	農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】・・・・・・・・・・P29
1 2	環太平洋連携協定(TPP)に係る関係国協議について【農林水産省】・・・・・・・・・P31
1 3	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】・・・・・・・・・・・・・・・・P32
1 4	職場適応訓練の利用促進について【商工労働部 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 5	安心こども基金の要件見直し等子育て支援施策の充実について【福祉保健部】・・・・・・P34
1 6	民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について【福祉保健部】・・・・・・・・・P35
1 7	特別医療費助成事業(地方単独事業)実施に係る国庫負担の減額措置の見直しについて
	【鳥取県市長会】··········P36
1 8	子ども手当について【鳥取県市長会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37
1 9	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P38
2 0	少人数学級の制度化について【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P39
2 1	人権施策の推進について【総務部 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41
2 2	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について【商工労働部】・・・・・・P42
2 3	廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について【生活環境部】
	【鳥取県市長会】・・・・・・P43

1 地域主権の確立に向けた体制の整備について

提案・要望の趣旨

「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて早急に次の体制整備を行うこと。

国と地方の二重行政の解消と地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うために、国の出先機関は原則廃止し、地方にできることはすべて地方に移管すること。

- ・職業紹介は、地域の実情に応じて行うことが求められている。ハローワークは地方に 移管すること。
- ・地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材 育成と一体となって行われるべきである。ポリテクセンターは地方に移管すること。
- ・地方への移管は、「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで行うこと。

国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理する ハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。

・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的 な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」(仮称)を創 設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。

補助金等の一括交付金化については、地方が地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、国のチェックを事前規制から事後評価にシフトし関与を最小限とするなど、自由度の高い仕組みとすること。

地方が、それぞれの地域の実情に応じた事務の執行ができるよう、地方の自主性・裁量性の拡大に向けた更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

- ・地域主権戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりの実施が約6割に 留まり、見直し数として不十分。
- ・地域主権改革一括法案において、施設・公物設置管理基準が条例委任されたとしても、 「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」により実質的に政省令で縛られ るなど、内容としても不十分。

「国と地方の協議」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策 の企画立案段階から実質的な協議が行われる、実効性のあるものとすること。

提案・要望の背景、課題

地域が抱える課題や地域住民の行政に対するニーズが多様化している。地方が、自ら考え、責任を持った地域運営や仕組みづくりを構築することができるようにするためには、「そもそも本来、誰が担うべき事務・権限なのか(地方において担うことはできないのか)」といった観点での抜本的な見直しが必要不可欠。

「ポリテクセンター」や「ハローワーク」については、地域における求人・求職二 ーズや、産業振興を図る上で必要な人材育成策、従来から地方が担ってきた生活保 護制度をはじめとしたセーフティネットなどと一体的な実施が求められる。

ハローワークについては、現在、国と都道府県の意見は平行線であり、各課題について「国と地方が協議する場」を設け、具体的なステップを踏み出すべき。

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。そのためには、移管を希望する都道府県に対しては、移管条件を見直し受け入れやすい内容とすることが必要。

現在でも事務の共同処理の仕組みは様々あるが、中でも現行の「協議会」制度に不足している部分(法人格を持たず、法的主体となり得ない)を補い、また、現行の広域連合制度が持つ手続の煩雑さ等を解消する、簡素で効率的な事務執行を行うことができる法人格を有する新たな機関の創設が急務。

現行の枠組みの中間的な自治体として、「広域執行連合(仮称)」を創設するよう、 法令等の整備を行うべき。

補助金等の一括交付金化については、総額を確保し、地方行政に支障が生じないようにすること、そして、制度的に自由度が高く、地方が地域の実情に応じて柔軟に行政サービスの提供が可能となることが必要。

例えば、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」のような自由度の高い仕組みが必要。

こうした体制整備の実現には、国と地方が、計画段階から適切な形で協議を行う場 を構築し、タイムリーに運用することが重要。

三位一体改革の際に国が一方的に地方交付税の大幅削減を実施したこと、新型インフルエンザワクチン接種費用の負担を一方的に地方に押しつけたこと、子ども手当の財源について一方的に地方の負担を組み込むことなど、こうしたことが今後繰り返されてはならない。

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について 2

提案・要望の趣旨

地方税財源の充実強化と偏在の是正

今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定 的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。

ひも付き補助金の廃止と一括交付金化

- 括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。
- 対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。
- ▶ 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など 地方のニーズに配慮すること。

地方交付税総額の復元・増額

財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の 3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については 交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元するこ と。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

地方環境税(仮称)等の創設

地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割やCO2排出削 減の観点等を踏まえ、地方環境税(仮称)や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車 税を創設し、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組を実現すること。

法人税減税に伴う地方税収の確保

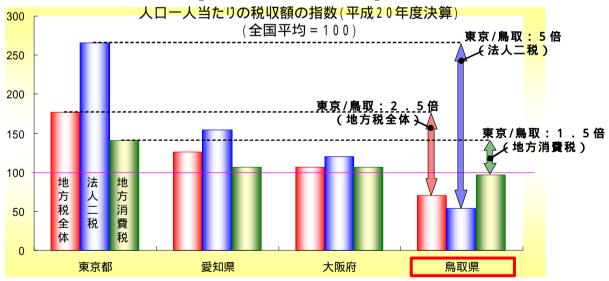
法人税減税を行う場合は、地方の法人関係税収に影響がないよう措置するとともに、地方に混乱が 生じることのないよう配慮すること。

子ども手当の全額国庫負担

平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保す ること。

提案・要望の背景、課題

地方税財源の偏在性と格差[都市部と地方部の比較]



地方税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの 人口は、平成 21 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口による

三位一体改革の影響

<例>鳥取県の場合 H15年度 H22年度で

【三位一体改革の影響額】 1 7 4 億円の実質的な減額 | (参考:H22 当初予算 3,345 億円)

【地方交付税等の削減額】 109億円(地方交付税+臨時財政対策債等の削減額)

【税源移譲による影響額】 65億円(国庫補助金126億円のうち、県税への移譲額61億円)

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

地方税財源の偏在性と格差「都市部と地方部の比較]

都道府県ごとの一人当たり税収の最大/最小(平成20年度)

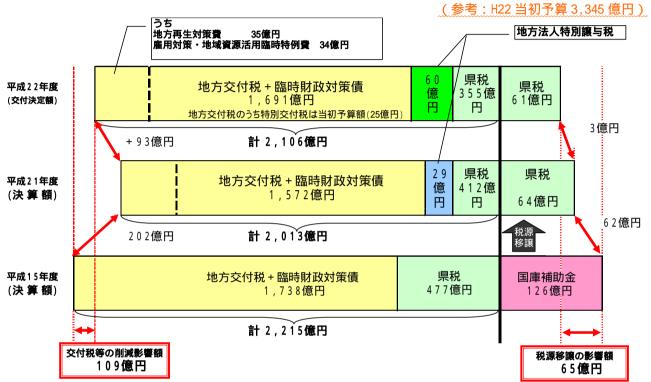
<mark>地方税全体</mark> 最大(東京都):最小(沖縄県) = 3.0倍 (東京都:鳥取県 = **2.5倍**)

法 人 二 税 最大(東京都):最小(奈良県) = 6.6倍 (東京都:鳥取県 = **4.9倍**)

| <mark>地方消費税</mark>| 最大(東京都):最小(沖縄県) = 1.8倍 (東京都:鳥取県 = **1.5倍**)

三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

例 **鳥取県の場合**(平成15年度 平成22年度 **174億円**)



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立[脱!臨時財政対策債] 例 鳥取県の場合(平成22年度 臨時財政対策債が約3割に膨張)



3 県内高速道路ネットワークの早期整備について

提案・要望の趣旨

「山陰道」など第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクを早期に解消すること。

【第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消】

- (1)山陰道の平成20年代の県内全線供用を図ることはもとより、供用時期を早期に公表した上で、「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」について、予算を優先配分すること。
- (2)鳥取豊岡宮津自動車道「駟馳山バイパス」、「岩美道路」の整備を促進すること。
- (3)鳥取自動車道の「大原IC~西粟倉IC間」について、公表された供用予定時期である平成24年度までに完成させること。

特に用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている「駟馳山バイパス」、「鳥取西道路(鳥取IC~鳥取空港IC)」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」については平成25年度供用が可能な状況にある。早期供用に向けた地権者の熱意に応えるためにも、予算を重点配分し、平成25年度の供用を確実なものとすること。

第一次的高速道路ネットワークの早期連結のために、県も用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査等において最大限の努力を行っている。山陰道建設予定地は埋蔵文化財の宝庫であり、県も調査員を大幅に増員して調査体制の充実を図っており、23年度以降も引き続き「鳥取西道路(鳥取空港IC~青谷IC)」の調査を行うことができるよう配慮すること。

高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。

【高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備】

- (1)北条湯原道路「倉吉道路」の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、 特に、県内唯一の未着手区間である「倉吉関金道路」を、平成23年度に新規事業採 択すること。
- (2)江府三次道路「鍵掛峠道路」の整備を促進するとともに、「江府道路」の整備促進 のために必要な予算を確保すること。

暫定2車線で供用中の「米子自動車道」の利便性や安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うとともに、無料化社会実験を行い、その経済効果を確認すること。

【米子自動車道の利便性や安全性の向上】

- (1)鳥取県内区間の全線4車線化を早期に進めること。
- (2) 高速道路無料化社会実験の対象区間とし、平成23年度から社会実験を行うこと。

提案・要望の背景、課題

長らくその整備を後回しにされてきた当県の第一次的高速道路ネットワークについては、本年3月に鳥取自動車道の県内区間が全線開通して南北軸が概成したものの、未だに東西軸である山陰道と鳥取豊岡宮津自動車道に欠落箇所が存在。

このため、県下一体で南北軸の恩恵を享受することができず、企業や観光客の誘致等に際して依然として不利な状況にあることは、地域経済を停滞させ、人口流出や高齢化等により地域の衰退を加速させる要因。

第一次的高速道路ネットワークは、地方が地域資源を最大限活用し、地域力を向上させるために最低限必要なインフラであるにもかかわらず、未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも国家政策として早期に連結することが必要。

第一次的高速道路ネットワークの連結に必要となる予算については、早期連結に向けた特別措置法の制定や予算の特別枠などの設定により優先配分していただきたい。

23年度以降も22年度予算と同様に、開通時期が近く、事業年数が短い事業箇所への優先配分を基本方針とするのであれば、供用時期が公表されていない事業箇所については予算配分において不利となるため、早期に供用時期を公表していただきたい。

特に用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている以下の 箇所については、25年度供用が可能な状況にあり、予算の重点配分により早期供用を確実な ものとしていただきたい。

「駟馳山バイパス」、「鳥取西道路(鳥取IC~鳥取空港IC)」 「中山・名和道路」、「名和・淀江道路(延伸部)」

第一次的高速道路ネットワークの早期連結を切望する本県も、用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査において最大限の努力行っている。特に埋蔵文化財調査については21年度からの集中的な実施に合わせて調査体制を約500名規模に拡充したところであり、予期せぬ調査量の縮小は雇用問題に直結することから、23年度も引き続き調査が行えるよう格別の御配慮をお願いしたい。

暫定2車線で開通している南北軸の米子自動車道(「落合JCT~米子IC」)については、近年の交通量の増加とともに、対面通行に起因する重大事故も発生していることから、利便性、安全性の向上を図るため、早期に鳥取県内区間の全線4車線化を進めていただきたい。

また、物流拠点である境港と山陽・関西方面を結ぶ道路であり、水木しげるロードなどの主要観光地も周辺に点在していることから、無料化による物流コストの低下や観光圏の活性化などの経済効果が期待されるため、平成23年度無料化社会実験の対象区間としていただきたい。

鳥取県の道路整備を 「元気な日本」復活のため、



世 集中投資でH25年| ~繋げれば救われる命がある~ b進捗率の高い名和IC~赤碕中山ICへの

名和·淀江道路 L=12.1km(うち延伸部4.3km)

事業期間:H8~20年代

(H23年度末見込 事業進捗率51%,用地進捗率100%) | | (H23⁴

中山·名和道路 L=4.3km 事業期間:H19~20年代 (H23年度末見込 事業進捗率21%,用地進捗率98%)

(時間経過) 鳥大病院まで約35分(約32km) 38分 レーの救命曲線 ② 呼吸停止後約10分で50%死亡 3 多量出血後約30分で50%死亡 ① 心臓停止後約3分で50%死亡 10 15 初步 [開通後] 30秒 1分 (%) (魯八海) 00 25 赤碕中山IC 中山·名和道路 死亡率が 多量出血時の 約7%低 名和·淀江道路 (延伸部) 名型IC 量の出血を伴う急病人が発生したら・・・ Campoo 鳥大附属病院まで約38分(約32km) 大山町中山支所で 出事社 鳥大附属病院 [現在] 例えば、 M

中ることができる 更に多くの人の命を救うこと、 山陰道を繋げることで、 こたはあくまだ一例。

山陰道は第一次的高速道路ネットワークであり「いのちの道 中投資でH25年度開通を

16 III HΠ 地進粉率の H

~ 名和[Cアクセス道路における騒音・振動問題の抜本的な解決へ

4.3km П 12.1km (うち延伸部 П 名和·淀江道路

20年代 ~ ₩ H .. 事業期間

51%,用地進捗率100%) 事業進捗率 H23年度末見込

= 4.3 km事業期間:H19~20年代 中山·名和道路

21%,用地進捗率 98% 事業進捗率 (H23年度末見込

音振動対策への強い要請)

要請を受け、ICアクセス県道の騒音振動対策】 ·低騒音舗装、防護柵、目隠フェンス ·減速看板·区画線等路面表示 【沿線住民から騒 5部

県としても可能な限りの対策を行うも、 抜本的な問題解消に至っていない

用地進捗率が のからなった。 カアも数でながないか 基トはことのか。 戦争を かっただった。 でいました。 でいました。 でいました。 でいました。 でいました。 でいました。 をではいました。 でいました。 でいまた。 0 Щ 世 **新新** 赤碕中山IC じる恐れ有! 埋蔵文化財調査実施中 H23完了予定 (県は山陰道全線で500人規模の体制を構築 記り 無の問題 屎 中・名 更に、H22年度には東伯中山道路が開 赤碕中山ICアクセス道路においても同 8 = 1,350 mX 足 (常年記) 施工範囲 恕 押 埋蔵文化財調査実施中 H23完了予定 (県は山陰道全線で 500人規模の体制を構築済) 江 別・足 名和IC 侞 베

鳥取市

ISH E

平成20年12月3日 山陰中央新報 平成20年5月22日 朝日新聞 を施工

県が低騒音舗装、

激増した交通

減速表示及び目隠フェンス

614名

地元住民からの 騒音振動対策の 陳倩書 署名人数:614名

9

バイパスのH25年 見画 则 阳



鳥取空港に)はH25年度まで 早期の効果発現 ~混雑緩和等、 ^{うち}鳥耿] C ~

頻繁に混雑する路線 該区間の用地取得率は100% 集中投資による早期供用が可能 交通が集中



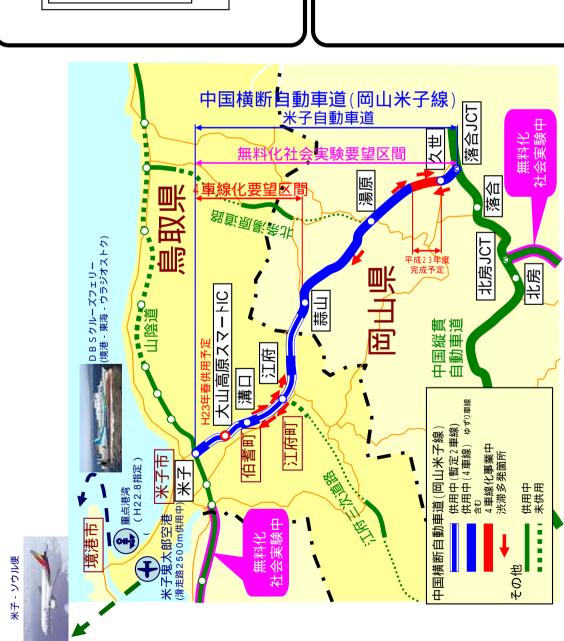
城湖是 *

:業採护 規事 阿新 田 金道路 原道路 北条湯

る地域高規格道路 を補完す İ 高速道路ネッ



への追加を 実際 開 謳 は無対 自動車道



(十位) H20 H21 **交通量増加に伴う渋滞の多発** 19 7,318 8,039 7,150 断面平均日交通量 7 6,781 落合JCT0 迺 申 ບ \exists \mathbb{H} \Box *江 蒜 赈

- 21に交通量が約2割増加
- 山陰道・岡山道の無料化社会実験により さらに増加の可能性、

対面通行が故の重大事故



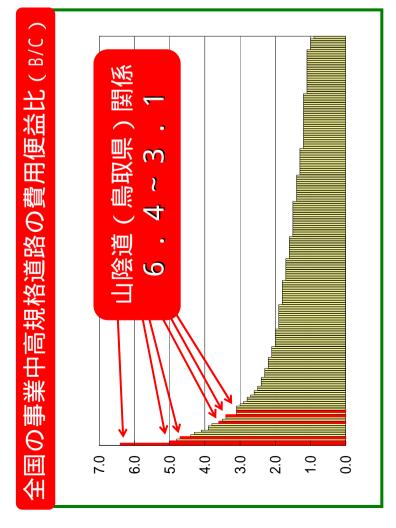
平成22年2月14日、米子自動車道(伯耆町金屋谷) で発生した正面衝突事故で、大学生3名が死亡。

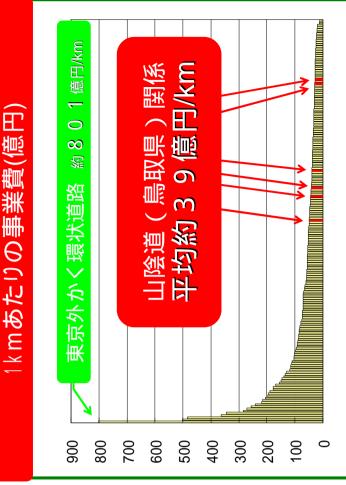
~ 集中投資で早期効果発現可能 | ~

参考資料

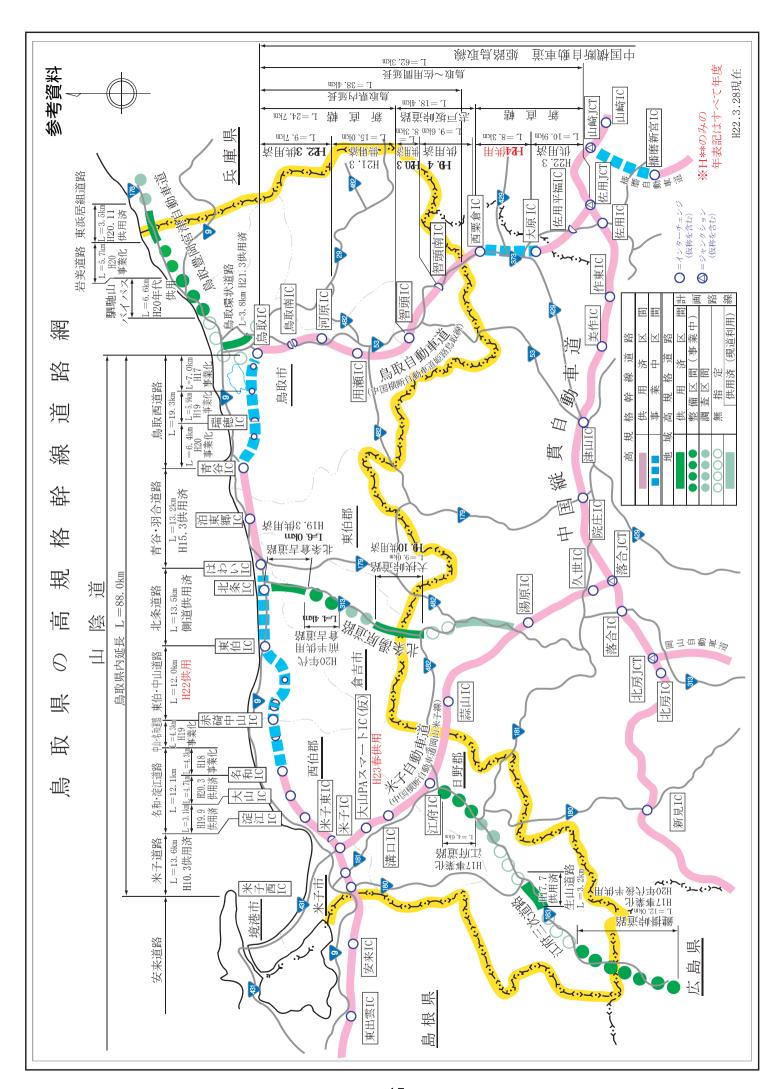








平成22年2月1日国土交通省発表資料平成21年度再評価結果(直轄事業等) 及び平成21年4月27日「第4回国土開発幹線自動車道建設会議」資料より作成



4 「境港」の日本海側拠点港選定と重点的な港湾施設整備等について

提案・要望の趣旨

「境港」を日本海側拠点港に選定すること。

「境港」が北東アジアゲートウェイとしての機能をより充実し、さらに日本海側拠点港としての役割を果たすために、重点的な港湾施設整備と必要な規制緩和を行なうこと。

- (1)大型船の増加に伴う岸壁の不足に対応するため、中野地区国際物流ターミナル整備 事業を新規採択すること。
- (2)国際定期貨客船の貨物埠頭利用を解消するため、竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業を新規採択すること。
- (3)「境港」をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定し、循環資源取扱支援施設を整備すること。
- (4)「境港」の整備に必要な予算を確保すること。
- (5)ロシア人旅行者の入国審査の査証免除や、外国製シャーシの乗り入れなどの規制緩和を行うこと。

提案・要望の背景、課題

物流・人的交流の両面で高い拠点性を有し、北東アジアゲートウェイとして機能している「境港」を、東アジア共同体構想や観光立国の推進という国策の実現を図るためにも、日本海側拠点港に選定すること。

「境港」は、原木の輸入量は平成20年実績で日本海側第1位であり、地域の合板及び製紙生産量は国内シェアの約10%を占めるなど、日本海側の拠点港として極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、大型船の増加に伴う岸壁不足が顕在化し、喫水調整や沖待ち、荷捌き地不足による二次運搬が発生するなど非効率的な利用を強いられており、国際定期貨客船も暫定的に貨物埠頭に臨時の旅客ターミナルを設置しての運行となっているなど、これらに対応する岸壁整備が港湾利用者から強く求められている。

また「境港」は、多数のリサイクル企業が既に立地しており、今後、金属くずやRPF*などのリサイクル貨物の増加が見込まれ、地理的にも経済的にもリサイクル貨物の拠点として高いポテンシャルを有していることから、リサイクルポートの指定と循環資源取扱支援施設の整備が急がれる。

さらに、貿易・交流促進のため、滞在時間の短いロシア人旅行者に対する入国審査の査証 免除や、積み替え費用のコスト削減のための外国製シャーシの乗り入れなど、規制緩和によ る利便性の向上が求められている。

RPF: 廃プラスチック・紙くず・繊維くず等から製造される固形燃料

.... 東 峺

「境港」がもつ日本海側拠点港としてのポテンシャル~ 境港ゲートウェイプロジェクト:

日本海側拠点港に求められる役割 日本の成長に貢献すること

- (1)北東アジアとの物流コスト削減による国際競争力強化
 - 北東アジアへの国際定期航路が安定就航していること
 - 対岸諸国双方の貿易支援体制が確立していること
- ·背後の交通網が整備され、物流コスト削減、背後圏の拡大 が図れること
- ・モーダルシフト、輸送距離短縮による低炭素社会の実現が 図れること

(2) 雇用機会の創出

・物流コストの削減や新たなビジネスチャンスによる企業活 動の活性化 新規企業立地

親光立国の実現に貢献すること

- 北東アジアへの国際定期航路が安定就航していること
- ・クルーズ船の寄港による観光客誘致

盾環型社会の構築に貢献すること

250,000

400,000 350,000 300,000

静脈物流の推進による循環型社会の実現

【環日本海定期貨客船】 型10 日本海側には東西に拠点港が必要 東海 - ウジオストク (日) (月)~(木)



日本における日本海側の中心に位置 囯 「境港」は、

境港は日本海側拠点港のポテンシャルを有している

日本の成長への貢献

- (1)北東アジアとの物流コスト削減による国際競争力強化
 - -我が国唯一の日韓露定期貨客船が既に就航
- ・近畿、中国、四国の主要都市と高速道路で直結
- ・ウラジオストクと境港の「ビジネスサポートセンター」による支援

ロシア企業家連盟組織の 交易事務所開設へ

- -ロシア企業家連盟組織の交易事務所が境港で始動
- トライアル輸送による新たな物流ルートの開拓を実施中 行政 民間相互の活発な経済文化交流を実施中
- (2) 雇用機会の促進
- 全国約10%の 背後には、既に多くの企業が進出

原木輸入は日

国際定期航路発展

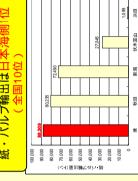
題・韓・田

に関する覚書締結

コンテナ貨物の伸び率はE

30008 250.0% 2000% 150.0% 1000% 20.0%





伏木富山 娛崙 国人出入国者は 秋田港 %00

観光立国の実現への貢献







熊猫

88



循環型社会の構

年間入込客数300万人突破 水木しげるロード

: 서 전 6.

12.0

8.0 6.0

18.0 16.0 14.0

- リサイクルポート指定による静脈物流拠点港の実現 (リサイクルポート申請中)
- 背後には、多くのリサイクル企業が立地

平成25年

平成21年

- 境港」を日本海側拠点港に

プロジェクトを実現するための方策~ ~ 境港ゲートウェイプロジェクト:3つのこ

境港ゲートウェイプロジェクト」の策定へ

プロジェクト 「物流のゲートウェイ」

◆北東アジアとの物流コスト削減・物流拡大による

国際競争力強化と雇用機会創出のために~

〇西日本の北東アジア向け貨物の取り込み

〇国際定期貨客船やシベリア鉄道を利用した 新たな物流 ルート・物流品目の開拓

〇日本海側各港との物流の拡大

〇山陰発着貨物の境港利用の拡大

プロジェクト 「人的校派のゲートウェイ」

~観光立国の実現に貢献するために~

〇国際観光地としてのステータス向上

〇国際クルーズ客船の誘致

プロジェクト 「静脈物流のゲートウェイ」

~循環型社会の構築に貢献するために~

〇国内外からの循環資源の効率的かつ円滑な物流のための 集積機能強化

〇先端技術を活かしたリサイクル企業の誘致

プロジェクト実現のための方策

〇コンテナ航路 定期貨客船航路の増便等による利便性の向上

Oトライアル輸送を実施し、新たな物流ルートや物流品目を開拓

◇中国東北3省、ロシア、ヨーロッパ等へのルート

◇JR貨物と連携し、モーダルシフトを促進 ◇農水産品、化学薬品などの新品目

〇国内フェリー航路の誘致

低炭素社会の実現 原木取扱量が拡大

コンテナ取扱量が2倍に

○貨物船の大型化に対応する岸壁整備(国際物流ターミナル)

境港の海外観光客の つ周辺地域へのさらなる観光客の誘致

入出国者が年間7万人に ◇周辺地域における観光地のネットワーク強化

◇韓国ドラマのロケ地誘致や国際マンガサミットの 開催など、新たな観光コンテンツによる観光客誘致を展開

○アジアクルーズターミナル組合への加盟

◇国際クルーズ船寄港地としての機能強化

○安全で快適な旅客専用の岸壁整備(国際フェリーターミナル)

リサイクル企業の事業拡大と立地を支援 ◇リサイクル企業助成制度と税制優遇制度

循環資源取扱量が

17万トンに

◇リサイクル産業の情報入手と活用

企業ニーズに対応したシームレスな物流システムの構築、

○増加するリサイクル貨物に対応した岸壁や埠頭用地の整備

○港湾の民営化による質の高いサービスの提供

◇国際コンテナターミナルの民営化

◇国際フェリーターミナルの民営化

国に求める必要な支援

〇貿易・交流促進のための、特区指定等による規制緩和

〇物流の効率化、利便性の向上に向けた港湾施設・道路網の社会基盤整備への支援

を日本海側数 「 連 強 」

~『元気な日本』復活のため

「境港」を日本海側拠点港に選定するとともに、必要な施設整備の促進を~

必要な港湾施設整備へ重点的な支援を 日本海側拠点港として機能するために

〇中野地区 国際物流ターミナル整備事業

〇竹内南地区 国際フェリーターミナル整備事業

循環資源取扱支援施設整 リサイクルポート指定及び

《現状》国際物流ターミナル整備事業

《現状》国際フェリーターミナル整備事業

048時間ビザ無しで日本国内滞在を可能に(旅行会社によるロシア人団体旅行客に限定) 日本海側拠点港として機能するために、必要な特区指定等による規制緩和を 〇外国籍トレーラーシャーシの走行可能化(臨港地区内道路に限定)

国際競争力を強化し

観光立国の実現に貢<mark>献</mark>

日本の成長に貢献

循環型社会の構築に貢献

5 切れ目のない雇用経済対策の速やかな実行等について

提案・要望の趣旨

国の雇用経済対策には、地域の雇用・経済の立て直しに必要な取り組みが盛り込まれていることから、対策に掲げた施策を速やかに実行に移すこと。

新成長戦略の「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地方の中小企業の競争力を強化し、我が国産業全体の底上げを図るため、地方視点での推進及び施策の積極的な前倒し実施を行うこと。

背景、課題

県内の経済雇用情勢

- ・県内経済は、エコカー補助金等政策効果の終了を始め、円高やデフレの進行等により、製造業を中心に受注減が危惧されており、先行きは依然として不透明な状況。
- ・雇用も、有効求人倍率の低迷や来春新卒求人数の伸び悩みなど厳しい状況が継続。

こうした中、国においては、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」に基づく、第1ステップとしての緊急対策が実施され、本県も国の施策の活用などにより独自の経済対策を講じてきているところ。

しかしながら、



景気回復のペースは鈍化しており、引き続き切れ目のない迅速な対策が不可欠。

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(10月8日閣議決定)には、雇用・人材育成を始め、(仮称)地域活性化交付金の創設、介護・医療・子育て福祉等の強化、国土ミッシングリンク解消など地域の雇用経済の立ち直しに資する対策が盛り込まれており、早期に実行に移すことが必要。

新成長戦略において地方視点での推進を求める例

次世代自動車(電気自動車等)の開発・普及については、地方経済活性化の大きな起爆剤になり得ることから、低炭素型雇用創出産業立地補助制度の対象範囲の拡大(研究開発施設・装置も支援対象とすること) 延長を始め、普及促進面での購入補助やビジネス環境を支える充電インフラの整備等を積極的な推進が必要。

国際戦略総合特区では、国際競争力強化と経済活性化に向けて、企業に対する税制上の特例 措置が検討されているが、一方で大都市部への企業集積が加速することによる地方産業の空 洞化が懸念される。このため、地域間格差の是正及び大企業のリスク分散の観点から、国内 企業の地方分散を促すための税制についても検討が必要。

地域の自立的な取組に基づく地域活性化を支援する「総合特区制度」については、地域の創意工夫を活かした取り組みが十分実施出来るよう、省庁間の垣根を取り払い、政府が一丸となって、地域の取り組みをバックアップすることが必要。

6 消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について

提案・要望の趣旨

国の「消費者行政活性化交付金」は、平成24年度までの交付とされているが、有資格者の配置や事務運営に対する財政支援を継続するとともに、交付金の使途については、先行して有資格者を設置した団体に不利とならないよう人件費全体に充当できるよう改善すること。

提案・要望の背景、課題

○ 市町村を中心とした相談体制の構築に努める必要は認識しているところ。

この体制整備を進め、市民の相談ニーズに十分に対応するため、国の「消費者行政活性化交付金」など、有資格者の配置や事務運営に当たっての財政支援の継続をお願いするものである。

国の「消費者行政活性化交付金」は、原則平成24年度までの交付とされているが、 有資格者の配置や事務運営に対する財政支援については継続すること。

また、交付金の使途について先行して有資格者を設置した団体に不利とならないよう 人件費全体に充当できるよう改善すること。

(人件費に充当できるのは新設団体のみ(既設は報酬引き上げのみ)となっており、 既設団体にも公平になるようにしていただきたい)

7 「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に係る事業採択について

提案・要望の趣旨

「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年6月にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう、「産地収益力向上支援事業」の採択について、格別の御配慮をお願いする。

提案・要望の背景・課題

本県では、素材が良く、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取県」を推進しているところ。

「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて、平成23年6月のオープンを目指した「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備を予定している。

この取組みについて、平成22年度に国の支援を受けるように要望し、県としても、鳥取市と連携して、駐車場の整備等について支援してきているところ。

しかしながら、5月31日に「強い農業づくり交付金」がゼロ内示となり、再チャレンジのため、9月17日に「産地収益力向上支援事業(第2次公募)」に申請を行った。

ついては、「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に係る「産地収益力向上支援事業」の採択について、格別の御配慮をお願いしたい。

《「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の事業申請の概要 》

・事業主体

「整備事業] (株)食のみやこ鳥取

(県内全JAグループ等14団体で構成)

「推進事業] 「食のみやこ鳥取県」販売拠点企画推進協議会

(県内全JAグループ、県漁協、森林組合連合会、全市町村、大学、 商工関係団体、地元自治会等43団体で構成)

・事業内容 農畜産物直売所、地域食材供給施設、地域交流施設等の整備 (鳥取市賀露町「かろいち」敷地内に建設)

・事 業 費 382,982千円

·補助金 191,491千円

· 予 定 着 工: 平成22年12月

竣 工:平成23年 3月

オープン: 平成23年 6月

8 戸別所得補償制度の本格実施について

提案・要望の趣旨

実効性、公平性の高い制度設計

- ・加入へのインセンティブが働く制度内容とするとともに、加入率の低い地域において加入を強力に推進すること。
- ・米の生産数量目標の県への配分については、生産数量目標に即して生産を行った 県が不利とならない算定方式に見直すこと。

地域の実情に配慮した制度設計

- ・生産規模が小さく生産コストの高い地域が不利とならないよう、地域性を考慮した単価設定を行うこと。
- ・産地資金の都道府県配分においては、自給率向上を支える地域農業の発展につな げるため、十分な予算措置を行うこと。
- ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産を進めるため、担い手加算、 団地化加算等を制度に位置づけて実施すること。
- ・次年度の農家の営農計画に影響が出ないよう、制度内容を早期に明確化すること。 円滑な推進のための実施体制の構築
- ・JAの位置付けを明確化する等、各県の現状を踏まえた実効性のある体制が可能 となるようにすること。
- ・農業再生協議会については、統合を必須とせず、各県の実情に即した協議会の運営を可能とすること。

戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応

- ・米の変動部分の交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、 農家への影響が出ないようにすること。
- ・備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒しして実施すること。

提案・要望の背景、課題

(1) 実効性、公平性の高い制度設計

モデル対策において米の過剰作付けは減少したものの、依然として4万ha以上の米の過剰作付けがあり、 需給調整を乱す要因となっている。

また、過剰作付を行った府県のうち15府県で、平成22年度生産数量目標の配分が平成21年度に比べ増加しており、生産数量目標に即して生産している地域では強い不公平感がある。

(2)地域の実情に配慮した制度設計

現在の「米戸別所得補償モデル事業」では、交付金の算定に用いる生産費は全国平均とされているが、中山間地域の多い本県や中国四国地方は経営規模も小さく、生産費が大幅に高くなるため、中山間地域等直接支払制度の交付金を加えても、我々の地域でセーフティーネットとして機能するのかを懸念。

また、激変緩和措置がなくなった後の転作作物への助成水準や団地転作等に応じた加算への不安や要望等の生産現場での声が聞かれるところ。

<本格実施を見据えた農家、関係団体の懸念と要望>

・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産のために、集落営農や大規模化及び 団地化を推進してきている。しかし、担い手加算、団地化加算がなくなったことにより、 これらの取り組みの停滞が懸念されるので、本制度の検討に当たっては、これらの加算 措置に配慮していただきたい。 ・激変緩和措置により、大豆等の転作作物の作付を維持することができた。継続した措置 をお願いしたい。

(3)円滑な推進のための実施体制の構築

本年度のモデル対策においては、地域協議会の事務局を受け持つJAが中心的な役割を果たしながら、大きな支障なく事業を推進している。今後とも現行体制を活かしながら役割分担を整理し、本格実施に対応するのが実効性が高く、効率的と考えられる。

また、農業再生協議会については、水田協議会、担い手協議会、耕作放棄地対策協議会、それぞれの目的、事業内容、関係機関等が異なることから、統合による意義が小さいと考えられる。また、統合により、水田協議会の膨大な事務に、他の協議会の事務が圧迫されることが大いに懸念される。

(4) 戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応

平成21年産米から続く米取引価格の下落の中で、生産現場では本年度のモデル対策における米の変動部分の財源が不足するのではないかとの懸念がある。変動部分の算定、交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすることが必要である。

また、米の在庫量の増加に伴い、平成22年産米の販売が非常に難しい状況になっている。 この状況が続けば、農家の販売収入の減少につながり、経営を圧迫することが懸念される。 このため、平成23年度に実施が予定されている備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成 22年度に前倒しして実施し、需給調整を行う必要がある。

< 参考 >

生産数量目標の都道府県配分状況

都道府県		平成21年度	平成22年度	増 減
HIS	即但加未		トン	トン
全国		8,150,020	8,129,990	20,030
鳥取県		72,510	72,360	150
土法式目	増加15府県計	2,412,130	2,414,570	2,440
未達成県	減少3県計	1,244,000	1,225,600	18,400

米戸別所得モデル対策に係る定額部分算出数値の比較

			全国平	均 ^{注1}	鳥取	県 ^{注2,3}
а	標準的な生産に要する費用 円/60kg		13,703		16,902	
b	標準的な販売価格 円/60kg		11,978		11,595	
С	差引(a - b) 円/60kg			1,725		5,307
d	単収 kg/10a			530		516
е	定額部分(c÷60kg×d) 円/10a		15,238(15,000)	45,643(46,000)
f	定額部分の差(e全国平均 - e鳥取県) 円/10a		-			-31,000
	中山間地域等直接支払制度の交付額 ^注	⁴ 鳥取県平均 ^{注5}	-			7,197
g	円/10a	最高額 ^{注6}	-			14,250
b	中山間地域等直接支払制度の交付加	鳥取県平均	-			-23,803
-11	算後の差(f + g) 円/10a	最高額	-			-16,750

- 注1.全国平均は「戸別所得補償モデル対策の骨子」の数値。
- 注2.鳥取県の標準的な生産に要する費用は農林水産統計の平成14年~20年の中庸な5年の平均値。
- 注3.鳥取県の標準的な販売価格は、米価格センターの落札価格の平成18年~20年の 全国平均価格と鳥取県平均価格の比(0.968)を、全国平均に乗じたもの。
- 注4 中山間地域等直接支払制度の交付額は、生産者が受け取る金額を交付金額の1/2とした。

単位:円/60kg

- 注5.鳥取県平均は平成21年度の田への交付額県計を交付対象面積県計で除した数字。
- 注6.最高額は体制整備単価(急傾斜)に規模拡大、土地利用調整、法人設立、小規模·高齢化 集落支援のすべての加算を加えた額。

米の相対価格の推移(農林水産省まとめ)

年度	品種名	H 1 8 年産	H 1 9 年産	H 2 0 年産	H 2 1 年産 (9月取 引分)	H 2 1 年産 (1 1月 取引分)	H 2 1 年産 (6月取 引分)	H 2 1 年産 (7月取 引分)	H 2 2 年産 (9月取 引分)
全国	全銘柄平均	15,203	14,164	15,146	15,169	14,876	14,120	14,214	13,040
鳥取県	コシヒカリ	14,908	14,077	15,237	-	15,017	14,095	-	13,449
与以乐	ひとめぼれ	14,062	13,632	14,540	14,653	14,111	13,548	13,279	-

- 注1)価格には運賃、包装代、消費税が含まれる。
- 注2)全国は加重平均価格。
- 注3) H 2 1、H 2 2 は速報値。

太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について 9

提案・要望の趣旨

農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定する こととしており、大中型まき網漁業については、未成魚の漁獲規制を柱とする資 源管理措置の手法について検討されている。

本県境港では、6~8月にかけて大中型まき網漁業で漁獲されたクロマグロの水 揚げがあり、地域の基幹漁業となっていることから、急激な規制の導入は地域経 済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものと なるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上 で、科学的な根拠に基づく適切な管理方策を検討されること。

《提案・要望の背景》

・ 中西部太平洋マグロ類委員会(WCPFC)の第6回北小委員会が9月上旬に開催され、マグロ 類の保存管理措置の勧告案の検討が行われた。

勧告案(抜粋)

各国は、2011年及び2012年において、沿岸の零細漁業(ひき縄等)を除き、クロマグロを漁獲する努力 量は 2002-2004 年水準よりも低く保たなければならない。また、この措置を取るに当たり、未成魚(0-3 オ 魚)の漁獲量を2002-2004年水準よりも減少させなければならない。

・ 水産庁は、これを受けて、沖合漁業については未成魚の漁獲量規制を柱とする資源管理措 置の導入を本年度中に検討。

沖合漁業 (大中型まき網漁業)で計画されて いる管理措置の内容

未成魚:漁獲量を 2002-2004 年水準より減らす ために必要な措置を講じる。

成魚:日本海における産卵魚保護措置を検討。

太平洋クロマグロの年齢別漁獲尾数(水産庁資料)

年齢	漁獲割合	漁獲状況
0-1才	91.1%	主に九州のまき網、曳き縄が漁獲
2才 3才	5.0%	主にメキシコが漁獲
3才	1.6%	主に日本海まき網が漁獲
4才以上	2.3%	主にはえ縄、一本釣りが漁獲

・ 本県境港では、6~8月に大中型まき網漁業が山陰沖の日本海でクロマグロを漁獲し、近 年では平成20年に過去最大の30億円の水揚げ(属地)をあげるなど、地域の基幹漁業 となっていることから、急激な規制の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

特に、産卵魚の保護措置の手法によっては、山陰沖での漁獲が否定されかねない状況

・ 資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁 業実態に十分に配慮した上で、科学的な根拠に基づく実効性のある管理方策を導入するこ とが必要。

10 農産物集出荷施設の整備に要する財源確保について

提案・要望の趣旨

「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。

特に、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度補正予算要求中の「 食料自給率向上・産地再生緊急対策」についても、十分な予算の確保及び事業実施期間 等柔軟に運用すること。

提案・要望の背景、課題

- (1)本県では、素材がよく、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取 県」を掲げ、それにふさわしい産地育成を関係機関とともに進めているところ。
- (2) 県内JAでは、本県の特産である梨、すいか等について、品質や糖度の判定機能を 向上させ消費者及び市場の信頼を得ることや農家の選果労力軽減等を目的に、平成23 年度の整備を予定している。
- (3)この取り組みについて、平成23年度に国の「強い農業づくり交付金」による支援 を検討しているが、来年度の国概算要求額は大幅な減額となっており、「食のみやこ 鳥取県」にふさわしい産地形成に不安が生じているところ。
- (4)ついては、来年度の農産物集出荷施設の整備に必要な強い農業づくり交付金の予算 確保に尽力いただきたい。
- (5)併せて、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度補正予算要求中の「食料自給率向上・産地再生緊急対策」についても、十分な予算の確保及び事業実施期間等柔軟な運用をお願いしたい。

<参考>

H23年度強い農業づくリ交付金要望一覧

事業実施 主 体	事 業 内 容	事業費(千円)	補助金額(千円)	備	考
	倉吉スイカ選果施設整備 品質確認システム(糖度センサー、空洞判定機等)の導入による選果ラインの機能向上	705,200	352,600		「食料自給率向上· 急対策」要望予定
	東伯梨選果場施設整備 品質確認システム(糖度センサー、重量判定機等)の導入による 、選果ラインの機能向上	800,000	400,000		「食料自給率向上· 急対策」要望予定
	東郷梨選果場施設整備 新品種選果に伴う電算システムの機能向上、市場評価向上に 向けた出荷箱への押印装置導入	37,380	18,690		「食料自給率向上· 急対策」要望予定
	鴨水 C E 荷受システム整備 (共同乾燥調製施設の電算システム等の能力アップ)	16,000	8,000		
	トマト選果施設 重量選果から、カラーソーターによる色別・形状別の選果に機、 能向上。併せて、フリートレーをバーコード管理し、管理の高速 化を図る。	89,250	42,500		「食料自給率向上· 急対策」要望予定
JA鳥取西部	人参選果ライン・選果システムの高度化 選果ラインの見直し、自動箱詰装置の設置による秀品率・選果で 効率向上、カメラ式画像処理システム導入による規格判定の高度化等による市場評価の向上。	15,000	7,500		「食料自給率向上・ 急対策」要望予定
合 計		1,646,830	821,290		

H22強い農業づくり交付金に要望

11 農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について

提案・要望の趣旨

『農の雇用事業』における制度拡充と事業継続

- (1)助成対象者に、IJUターン者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保 有合理化法人等を追加、又は『農業研修支援事業』(概算要求中)による支援を行うこと
- (2)研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額の引き上げを行うこと。

『経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)』(概算要求中)の要件拡大と事業継続及び 『就農支援資金(就農施設等資金)』の予算枠確保と必要額の割当

- (1)『経営体育成支援事業』は、就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とし、年 度初めからの迅速な予算執行に対する配慮をすること。
- (2) 『経営体育成支援事業』、『就農支援資金』の予算枠の拡大と必要額の確実な割当を行う こと。

『緑の雇用担い手対策事業』の制度拡充と事業継続

(1)助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充(特 用林産の追加)を行うこと。

県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設

(1) 農林業における雇用拡大、農商工連携推進のためには、関連産業の育成が必須であり、 農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策の 創設が必要

提案・要望の背景、課題

厳しい経済、雇用情勢を受け、農林業は新たな雇用の受け皿として注目されており、当県でも、国の『農の雇用事業』及び『緑の雇用担い手対策事業』に県の独自施策を加え、農林業への就業と担い手の確保を積極的に推進しているところ。

平成21年度は337名、22年度は178名(9月末現在)の雇用について事業採択しており、これら新規参入者の確実な定着、自営就農希望者の円滑な就農を支援するため、関係する国の各施策について、支援内容の拡充、予算枠の確保と必要額の割当をすることが必要。

雇用対策としては、国においても多様な支援が行われているが、農林業向けの施策 は必ずしも実態にあった内容となっていない。そのため、要件、助成単価等を見直す とともに、早期経営安定対策の強化など、より実効性の上がる支援となるよう拡充が 必要。

【鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の実施状況】

	事業名		助成対象			創出状況	 県独自の要件緩和等			
	,	- >\	-	-73 1-7	~ ^.	۵,	H 2 1	H22.9末	773243211761173	
農	鳥取県版「農」	新規就業者早期 援事業(国、県)	育成支	農業法 <i>)</i> 作業受詞			177名 (うち国庫 100名)	58名 (うち国庫41名、 基金事業8名)	作業受託事業体を対 象に追加等	
業	の雇用 緊急支 援事業	就農研修支援事業	業(県)	農地保	有合理	里化法	30名	23名	県独自の支援	
兼		県産農林水産物 者雇用支援事業(食品加工	工業者		21名	8名	県独自の支援	
林	林 鳥取県版緑の雇用対策緊急支援 事業(国、県)		林業事績	業体		73名 (うち国庫 39名)	5 6名 (うち国庫43名)	通年の申請受付等		
業	木材産業雇用対策緊急支援事業 (県)		製材工均	易等		37名	17名	県独自の支援		
	合 計						338名	162名		

1 事業の趣旨

「県内はもとより県外の求職者等に農林水産業へのIJUターンを積極的に推進し、農林水産業における担い手を確保・育成するため、新規就業希望者や雇用調整を受けた求職者等に対する研修実施を支援するとともに、県内農林水産業への定着促進を図る。

2 具体的な要望内容(1)「農の雇用事業」、「経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)」(概算要求中)の制度 拡充と事業継続及び就農支援資金(就農施設等資金)の必要額の割当

要望内容	要望理由
「農の雇用事業」の制度拡充	【助成対象者に農業就業に必要な技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加 県・市町村公社等で、H21は30名(県担い手育成機構:13名、鳥取市7名、 岩美町1名、琴浦町1名、日南町8名)、H22は23名(機構:15名、鳥取市2 名、岩美町2名、日南町4名)が雇用形態での研修を実施。現在は単県事業で 実施しているが、「農の雇用事業」の助成対象拡大、又は「農業研修支援事業」での支援をお願いしたい。 【研修支援期間の延長】 農業技術を習得するためには、少なくとも2~3年程度は必要なため、 県単独で支援を実施。(2年目:6.5万円/月、3年目:4万円/月) 【助成対象経費の見直し】 事業主の事務的な負担軽減、円滑な事業運用のため、研修経費ではなく、 研修生の人件費を助成対象としていただきたい。 「緑の雇用担い手対策事業」では、研修生の人件費を助成 【助成額の引き上げ】 正規職員の雇用であるため、最低賃金相当額を対象としていただきたい。 現行:97,000円 137,000円(最低賃金相当額+労働保険料)
「経営体育(援事業」(援事学)及び 農支援 関連 大及 大及 大及 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	H22.4以降の新規就農者に限定されたことで、多数が対象外。県事業では、過去の就農者を含め5年間が支援対象期間。 【経営体育成支援事業の迅速な予算執行に対する配慮】 4、5月の執行に交付決定が間に合わず、13件(23,781千円)

(2)「緑の雇用担い手対策事業」の制度拡充と事業継続

要望内容	要望理由
「緑の雇用担い 手対策事業」の 制度拡充	【助成額の引き上げ】 正規職員の雇用であるため、最低賃金相当額を対象としていただきたい。 現 行:90,000円 130,000円(最低賃金相当額) 【研修支援期間の延長】 林業技術の習得には長期に渡る研修が不可欠であり、現行(1年目:10ヶ月、2年目:6ヶ月)からの期間延長が必要。 【募集時期の見直し】 4、5月のみの募集では、就業希望者や受入事業体のニーズに対応しきれないため、通年募集又は複数回の募集時期を設定していただきたい。 【作業種区分の拡充】 受入事業体のニーズに的確に対応するため、作業種区分に特用林産を追加していただきたい。

12 環太平洋連携協定(TPP)に係る関係国協議について

提案・要望の趣旨

TPPは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。

国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。

提案・要望の背景

菅総理大臣は、10月1日に行われた所信表明演説で、関税撤廃を原則とする「環太平洋連携協定(TPP)」への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指すことを明言した。

政府は11月9日に閣議決定した包括的経済連携協定(EPA)の基本方針において、「TPPについては、情報収集を進めながら対応する必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と表明した。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易化を目指した交渉であり、十分な議論のないまま、この交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率の低下、関連産業の停滞など大きな影響が懸念される。

交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。

中山間地域を多く抱え、経営規模が小さく収益性が低い農家が多い本県においては、TPP参加によって農業生産が壊滅的な状態になるとともに、国土・県土保全などの農業の多面的機能が維持できなくなるおそれもあるため、同交渉の参加検討にあたっては、地域の実情を十分に踏まえ、農林水産業の持続的発展を損なわないよう慎重な対応を要請する。

13 ポリテクセンターの都道府県移管について

提案・要望の趣旨

ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないよう必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。

提案・要望の背景、課題

「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要(平成20年12月24日閣議決定)

- ・ポリテクセンター等を(独)高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。
- ・あわせて、<u>受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移</u> 管する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(以下「法案」)を第176回臨時国会に提出 ・法案に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難。

法案におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件

X	分	施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の引	1 / 2 以上	無償	補助率10分の10
受割合	1 / 3 以上	8割減額	補助率10分の8
	1 / 3 未満	5割減額	補助率10分の5
備考		平成 25 年 3 月 31 日	平成25年3月31日までに移管された施設について
		までの間に移管	移管後2年度間に限定

・資産の譲渡に当たっては、「ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるとき」との条件が付されており、職業訓練の内容を国が制限し、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を 希望。

本県の受入条件

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自 に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

14 職場適応訓練の利用促進について

提案・要望の趣旨

全国的に利用実績が低下している「職場適応訓練」について、求職者がより利用しやすい ものとなるよう、制度の見直しによる利用促進策を検討すること。

背景、課題

障がい者等就職困難者の就職を促進するため、受講者の能力に適した作業について6か月等の 訓練を事業主に委託し、作業環境への適応及び訓練終了後の就職に結びつける「職場適応訓練」 については、近年、全国的に利用実績が低下しているところ。

職場適応訓練は、昭和40年代に法令(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び雇用対策法等)により、全国実施が制度化されたもの。

本県においても、平成18年度以降利用実績がなく、関係機関との連携による制度周知の強化 を図ってはいるが、トライアル雇用(事業主が一定期間障がい者等を試行雇用する国の制度) など他に利用しやすい制度があることから、職場適応訓練の利用が促進されない状況。

厚生労働省による調査の結果、利用実績が低下している要因として、事業主が訓練終了後の雇用を躊躇し訓練の実施に至らないこと、事務処理が煩雑なうえ支給金額が低い訓練を事業主が敬遠していること、訓練終了後の雇用について特定求職者雇用開発助成金(新たに雇い入れる事業主に対する国の助成制度)の支給対象とならないこと等の理由が示されたところ。

厳しい雇用情勢のなか、求職者にとって少しでも利用しやすいものとなるよう、上記調査結果 を踏まえた制度の見直しが必要。

15 安心こども基金の要件見直し等子育て支援施策の充実について

提案・要望の趣旨

安心こども基金については、基金の延長、積み増しが予定されているところであるが、この際、各種事業について補助率、補助基準額等の補助要件の見直しを行うこと。

その他、放課後児童クラブの補助要件及び補助基準額等の見直し及び地域子育て支援センターの補助対象要件の見直しを行うこと。

提案・要望の背景、課題

国においては、平成22年度限りとされていた安心こども基金の期間の1年間延長と基金の積み増しを補正予算案に盛り込まれているところであるが、地域の実情にあわせた子育て支援施策がより円滑に進むような見直しが必要。

現在の基金対象事業は既存の補助制度の延長線上のものであるため、この際、既存制度の拡充や補助率のかさ上げなど思い切った見直しをすること。

保育所緊急整備事業等については、潜在的な待機児童があることや、耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し、待機児童の有無にかかわらず国の補助率を一律に嵩上げすること。

認定こども園整備事業について、幼稚園型または保育所型であっても補助の対象とするなど、補助要件を緩和すること。

子育て支援のための拠点施設整備事業について、今後も、現在以上の放課後児童クラブ室 の新築、増改築、大規模修繕等が予想されることから補助基準額を増額すること。

国においては、少子化対策を総合的に推進されているところだが、安心こども基金を含め国庫補助事業については、開設日数及び年間延べ利用児童数等の補助要件が、都市部に対応したもので推移。

その他、次の事項についても、地域の実情に応じた子育て支援が受けられるよう、見直しを行うこと。

< 放課後児童クラブ(放課後子どもプラン推進事業費補助金)>

放課後児童クラブの補助要件となる開設日数を、平成23年度以降も、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開設する必要がないクラブについても補助対象となるよう緩和すること。

放課後児童クラブの実施場所に賃貸物件を活用することもあることから、賃貸料等も算出 基準に含めるなど補助基準額等の見直し(加算等)を行うこと。

< 地域子育て支援センター >

次世代育成支援対策交付金事業における地域子育て支援センターの補助対象要件(職員 2 名以上)を、職員1名配置でも補助対象とすること。

16 民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について

提案・要望の趣旨

民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準を引上げること。

提案・要望の背景、課題

1 民生委員の活動について

- ・地域住民相互のつながりの希薄化、少子高齢社会の到来など、社会情勢が変化していく中で、 住民の立場に立った地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の果た すべき役割が大きくなっている。今般のいわゆる消えた高齢者問題でも、民生委員・児童委 員の活動の重要性が注目されたところ。
- ・平成19年の能登半島地震や新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安 否確認行動が地域住民の安全確保に貢献し、今後も災害時における民生委員・児童委員の活 動に対して一層大きな期待が寄せられているところ。
- ・また、近年急増している児童虐待についても、平成20年度改正の児童福祉法には「地域の 支援の強化」が盛り込まれており、今後ますます主任児童委員の活動が重要となってくるこ とと予想される。
- ・しかしながら、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐に渡る案件の増加及び市 町村合併に伴う担当地域の広範囲化など、活動の負担が増している。

【鳥取県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の相談・支援件数】

区分		相談・支援件数					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21
地区担当	県計	47,972	53,631	58,815	57,134	55,391	60,067
民生・児童委員	1人当たり	33.6	37.5	41.2	40.0	38.2	41.4
主任児童委員	県計	7,457	8,853	9,900	8,935	8,979	8,903
	1人当たり	32.6	38.7	43.2	39.0	41.4	41.0

2 民生委員の報酬について

一方で、活動を支える報酬の基礎となる交付税単価は年々下がっている。

【民生委員・児童委員の活動費に係る地方交付税の単価】

年度	交付税単価	
H15	59,100円	
H16	58,400円	
H17 ~ 21	58,200円	
H22	58,100円	

17 特別医療費助成事業(地方単独事業)実施に係る国庫負担の 減額措置の見直しについて

提案・要望の趣旨

特別医療費助成制度を実施しても国民健康保険事業に対する国庫負担金が減額されることのないよう、見直しを行うこと。

提案・要望の背景、課題

従来から、小児、特定疾病、障害者を対象とした特別医療費助成制度を実施していることにより、国民健康保険事業に対する国庫負担金が減額されている。

この特別医療費助成制度に対しては、国からの財政的支援はなく、県・市町村とも厳しい財政状況の中で実施しているものである。

ついては、特別医療費助成制度を実施しても国民健康保険事業に対する国庫負担金が減額されることのないよう、見直しをお願いしたい。

また、国においては、平成20年4月から、医療保険の自己負担2割を小学校就学前 (従前は3歳未満まで)まで拡大されているが、少子化対策を推進する観点からも、国 の責任において対象年齢の拡大及び自己負担割合の更なる軽減措置を行っていただくよ うお願いしたい。

18 子ども手当について

提案・要望の趣旨

平成23年度以降の子ども手当の支給は、全額国庫負担とし、国の責任において必要な 財源を確保すること。

支給の際、市町村が幼稚園・保育園の保育料滞納分及び学校給食に必要な保護者負担相 当額を事前に差し引いて充当することができるように法の整備をおこなうこと。

提案・要望の背景、課題

保育料滞納者に対する子ども手当の支給については、窓口払いの同意が得られた方の み、手当て支給後、保育料の納付相談を行っている。

学校給食は、子どもの健やかな成長を直接支えるものであり、滞納の如何に関わらず 実施する必要がある。

子どもの健やかな育ちを支援するために支給される子ども手当が直接給食費に充てられることは、手当の目的に反するものではないと考える。

19 私立中学校に対する就学支援金制度について

提案・要望の趣旨

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう 制度化すること。

提案・要望の背景、課題

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

この法律により、今年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととするとともに、私 立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に 係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のままで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

<参考>

国の就学支援金制度の概要

- ・ 私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料 相当額(年額 118,800円)を支給
- ・ 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ(1.5~2倍)

年収(相当)	250万円未満	250万円~350万円未満	350万円~
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
(うち、上乗せ額)	(118,800円)	(59,400円)	-

中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

20 少人数学級の制度化について

提案・要望の趣旨

少人数学級の推進等を含む新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案を実現すること。 新学習指導要領の円滑な実施のために、当該定数改善計画案に示された年次計画のうち、中 学校における少人数学級を平成24年度から実施するよう再検討すること。

地方の財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率及び負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。

提案・要望の背景、課題

少人数学級は教育効果があり、市町村教育委員会や保護者からも求める声が多数。

中学校については、市町村教育委員会から早期の少人数学級化の要望あり。

平成24年度から完全実施となる新学習指導要領により授業時間数増となる中学校について、新学習指導要領の円滑な実施や教員が生徒と向き合う時間の確保等への不安の声が多く、市町村教育委員会から平成24年度からの少人数学級実施の要望あり。

大量退職、大量採用の時代を控え、人件費等の増額により地方財政の圧迫を危惧。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担率が引き下げられ、さらに地方交付税総額も大幅 に縮減されたが、今後予想される大量採用による地方財源圧迫に対応するためには、三位 一体改革前の水準への復元が必要。

- ・現在、義務教育費国庫負担対象外である退職手当の国庫負担対象内への措置
- ・義務教育費国庫負担金の負担率を1/3から1/2に再変更

少人数学級の制度化に伴う学級増に対応するための施設設備等の整備に向けた財源措置 少人数学級の制度化に伴い新たに必要となる教室等の施設設備について、地方格差が生じな いよう国の責任における財源措置が必要。

少人数学級は、学力向上のみならず、雇用創出にもつながるもの。

1 全国的な状況

いわゆる小1プロブレムや中1ギャップなどの教育課題への対応、一人ひとりの子どもに教員が向き合う時間の確保といった観点から、きめ細かな対応が可能な環境づくりが必要。 全国的に多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

2 鳥取県の状況

当県では、平成14年度から給与カットを財源とした鳥取県版ニューディール政策において、 小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で33人学級といった少人数学級を県独自に 実施。その成果もあり、当県の児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査の結果などから、 全体的には概ね良好な状況。

一方で、学ぶ意欲の低下や学力の二極化(傾向)などの課題が顕在化。 基本的生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、全学年での少人数学級の実施によるきめ細かな対応が必要。

小学校における今後の大量退職(平成26年度~平成35年度末の10年間で小学校教員の47.2%が定年を迎える)に伴い、採用者数が急増するとともに、今回の学級編制標準の引き下げにより、更なる教員増が必要。

【当県の少人数学級実施状況】

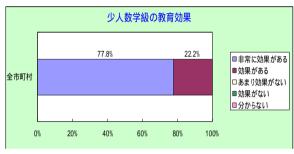
小学校1・2年生及び中学校1年生の少人数学級を県単独で実施

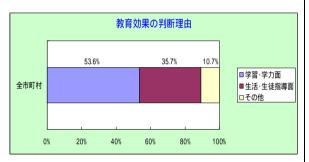
(一部、国の指導方法工夫改善定数を活用)

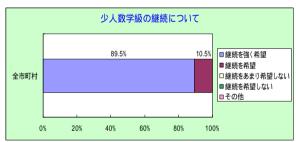
	(
対 象	内容
	・31人以上の学級を対象に30人学級編制を実施
小学校1・2年生	平成22年度は、54校で30人学級を実施するため
	に66人を県単独で加配
	・34人以上の学級を対象に33人学級編制を実施
中学校 1 年生	平成22年度は、36校で33人学級を実施するため
	に46人を県単独で加配

【少人数学級の成果】

~『少人数学級の教育効果等に関するアンケート(平成19年10月実施)結果』より~ 【市町村教育委員会】(全19市町村から回答)

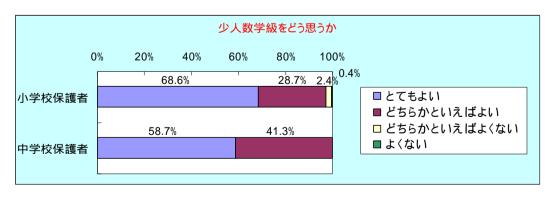






全ての市町村が教育効果を認めている 学習・生活の両面の効果を挙げている 継続の希望が強い

【保護者】(小学校861名、中学校254名からの回答) 小学校・中学校とも保護者のほとんどが少人数学級を肯定的にとらえている



21 人権施策の推進について

提案・要望の趣旨

人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。

提案・要望の背景、課題

当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成8年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取組中。

特に平成21年4月からは、全国で初めて人権相談を県の取組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携によってあらゆる人権相談の解決に総合的に取り組む「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」によって、人権尊重の社会づくりを一層推進。

しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者等の不当な差別やその他インターネットを悪用した人権侵害の事案などが多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界が存在。

22 中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について

提案・要望の趣旨

平成23年3月31日に期限が到来する「景気対応緊急保証制度(緊急保証制度)」の期間を延長すること。

平成23年3月31日に失効する「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を延長し、中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。

背景、課題

20年秋にスタートした緊急保証制度は、本年2月に「景気対応緊急保証制度」として全業種を対象にリニューアルされ、23年3月31日まで期間延長されたが、本県においても、本保証制度を活用した県制度融資の利用などにより中小・零細企業者の資金繰りは大幅に改善され、大きな効果を上げている。

また、金融庁においては、21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」を施行し、併せて「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル〔中小企業編〕」等を随時改訂され、中小・零細企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融機関に対する柔軟な指導・監督を実施されているところである。

月例経済報告(平成22年10月)によると、我が国経済の基調は、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況」にあり、先行きについても、「海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在」し、「デフレや雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意することが必要である。」とされている。

特に下請企業の多い地方においては、国内需要の低迷や急激な為替円高、デフレの進行などによる海外での生産強化の動きや、エコカー補助の終了など政策効果の減衰に伴う生産の弱まりなどにより、今後の受注確保が不透明な状況にあり、一段と厳しい状況も懸念される。

このような状況の中、中小・零細企業者の経営悪化による資金繰りへの影響が懸念されることから、23年度以降も「景気対応緊急保証制度」及び「中小企業金融円滑化法」や中小・零細企業者の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督の継続により、中小・零細企業者の資金調達及び資金繰り緩和に特段の配慮が必要である。

23 廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について

提案・	要望の	趣旨
ᇨᄉ	X = V	

廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件の 緩和を行うこと。

提案・要望の背景、課題

- 国においては、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な温室効果ガスの排出削減 目標を設定した地球温暖化対策基本法案を審議されているところである。
- 地方においても、二酸化炭素の排出を削減する取組みを続けてきており、特に、一般 廃棄物焼却処理においては、莫大な経費負担のもと、最善を尽くすよう工夫してきてい るところである。
- 今年度から「循環型社会形成推進交付金」に廃棄物処理施設の基幹的設備改良 事業が追加されたところであるが、現状の二酸化炭素排出量からどれだけ二酸化 炭素を削減できるかが交付要件となっている。
- 廃棄物処理施設を長期間安定的に運転するためには、概ね 10~15 年ごとに基幹的設備の改良が必要であるが、既に省エネ設備や熱回収設備を導入している二酸化炭素削減効果の高い焼却施設など、施設によっては大幅な二酸化炭素の削減が困難な場合も予想される。
- このため、「循環型社会形成推進交付金」について、交付条件の緩和をするとと もに交付率の拡大を要望するものである。